

事務連絡
令和4年9月5日

各都道府県衛生・医務主管部（課） 御中

厚生労働省保険局医療課

看護の処遇改善に係る診療報酬の対応について（周知依頼）

平素より、厚生労働行政に格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、標記について、本年8月10日の中央社会保険医療協議会答申を踏まえ、本日、関係告示が告示され、また、関係通知が発出されたところです。

本改正の経緯及び概要については、別紙のとおりですので、各都道府県におかれましては、現行の「看護職員等処遇改善事業補助金」の対象医療機関等に対し周知いただき、10月からの診療報酬の適用や届出が円滑に進むよう、御協力方お願いいたします。

< 関係告示及び通知 >

- ・ 診療報酬の算定方法の一部を改正する件（令和4年厚生労働省告示第269号）
- ・ 基本診療料の施設基準等の一部を改正する件（令和4年厚生労働省告示第270号）
- ・ 診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項及び基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて（看護の処遇改善）（令和4年9月5日付け保医発0905第2号）

（担当）

○厚生労働省保険局医療課企画法令第一係

TEL：03-3595-2577

※ 各医療機関からの個別照会につきましては、各地方厚生（支）局の指導監査課・都道府県事務所へお問い合わせください。

(別紙)

看護の処遇改善について

1 経緯

「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」（令和3年11月19日閣議決定）等を踏まえた、地域でコロナ医療など一定の役割を担う医療機関に勤務する看護職員を対象とする、収入を1%程度（月額平均4,000円相当）引き上げるための措置として、令和4年2月から9月までの間、「看護職員等処遇改善事業補助金」事業が実施されているところ。

令和4年10月からは、同閣議決定等に基づき、収入を3%程度（月額平均12,000円相当）引き上げるための措置として、診療報酬において「看護職員処遇改善評価料」を新設するもの（令和4年8月10日 中医協答申）。

2 概要

(1) 対象となる医療機関

次のいずれかに該当する医療機関

ア 救急医療管理加算に係る届出を行っている保険医療機関であって、救急搬送件数が年間で200件以上であること。

イ 救命救急センター等を設置している保険医療機関であること。

(2) 対象となる職種

ア 看護職員（看護師、准看護師、保健師、助産師）

イ 医療機関の判断により、看護補助者・理学療法士・作業療法士等のコメディカルの賃金改善に充てることが可能

(3) 看護職員処遇改善評価料の要件等

入院日数に応じて支払われる入院基本料等に、それぞれの医療機関の看護職員数と延べ入院患者数に応じて、点数を上乗せする。

$$\text{それぞれの医療機関の必要点数} = \frac{\text{看護職員の賃上げ必要額（それぞれの医療機関の看護職員数} \times \text{12,000円} \times \text{社会保険負担率）}}{\text{それぞれの医療機関の延べ入院患者数} \times \text{10円}}$$

本評価料による収入の全額については、看護職員等の賃上げに充当することを求めるとともに、本評価料による収入の3分の2以上について、看護職員等の賃金のベースアップに使用することを求める。

また、本評価料を算定する医療機関に対し、看護職員等の賃金改善額と本評価料による収入額を記載した計画書及び実績報告書の提出を求める。

3 対象医療機関におけるスケジュール

9月 対象医療機関において届出・算定に向けた準備

10月1日～ 看護職員処遇改善評価料の算定開始

10月1日～10月20日 地方厚生（支）局へ施設基準に係る届出書を提出